

令和 2年度予算見積調書(2月補正予算)

課室名：消費生活課
 担当名：総務・企画調整担当
 内線：2935 (単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業	
B40	高齢者等見守り促進事業費		一般会計	総務費	県民費	消費者対策費	消費者行政活性化事業費	
事業期間	平成28年度～令和6年度	根拠法令	消費者基本法、消費者安全法、埼玉県民の消費生活の安定及び向上に関する条例		宣言項目			
					分野施策	020412 消費者被害の防止		
1 事業概要			5 事業説明					
消費者被害防止サポーターの活用を進め、消費者安全確保地域協議会の設置を促進し、市町村の消費者行政を支援することにより、高齢者等の消費者被害の未然防止を図る。 (2) 消費者被害防止サポーター活動推進事業 委託契約差金に伴う減額 $\Delta 3,830$ 千円			(1) 事業内容 ア 高齢者等見守り促進事業 11,560千円 イ 消費者被害防止サポーター活動推進事業 2,252千円 (当初 6,082千円) ウ 高齢者等の消費者被害防止フォーラム 152千円 (2) 事業計画 ア 高齢者等見守り促進事業 地域における高齢者等の見守り活動、啓発活動の活性化を図る。 イ 消費者被害防止サポーター活動推進事業 地域で啓発活動を担うボランティアとして、消費者被害防止サポーターを養成し、市町村や自治会、民生委員、地域包括支援センターなどと連携した活動を促すことにより、地域の消費者力を高め、消費者被害の防止を図る。 ウ 高齢者等の消費者被害防止フォーラム 市町村の福祉部門と消費生活部門の連携強化に向けた情報交換・意見交換を行い、地域の見守りネットワークの活動促進を支援する。 (3) 事業効果 消費者被害の減少 【埼玉県消費生活基本計画の基本指標】1年以内に消費者被害の経験がある、または嫌な思いをした県民の割合 平成27年度 15.2% → 14.0% (平成33年度目標) (4) 県民・民間活力、職員のマンパワー、他団体との連携状況 行政・民生委員・地域包括支援センターなど高齢者等と関わりのある機関等によるネットワークづくりを促し、地域での高齢者等の見守り活動を支援する。 (5) 補正予算の概要 消費者被害防止サポーター活動推進事業委託契約差金に伴う減額					
2 事業主体及び負担区分								
(1) (国10/10)、(県10/10) (2) (国10/10)、(県10/10) (3) (国10/10)								
3 地方財政措置の状況								
なし								
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員								
9,500千円×1人=9,500円								
予算額		財源内訳					一般財源	補正後の 予算額
		国庫支出金	繰入金					
決定額	$\Delta 3,830$	$\Delta 3,830$					0	
現計額	17,794	9,006	8,788				0	